



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 1月10日 火曜日 第2838号

◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....	（健康増進課、障がい福祉課）.....	1
県営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧.....	（農地整備課）.....	2
肥料登録有効期間の更新.....	（農産園芸課）.....	2
肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	（ " ）.....	2
地域森林計画の公表.....	（林業政策課）.....	2
地域森林計画の変更の公表（4件）.....	（ " ）.....	2
森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正.....	（森林整備課）.....	3
漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....	（水産課）.....	4
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	（都市整備課）.....	4
指定障害児通所支援事業者の指定.....	（東予地方局地域福祉課）.....	4
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	（ " ）.....	5
道路の供用開始（県道大三島環状線）.....	（東予地方局今治土木事務所）.....	5
土地改良区連合役員の就退任の届出.....	（中予地方局農村整備第一課）.....	5
道路の供用開始（県道串内子線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）.....	5

公 告

平成29年度及び平成30年度において県が発注する森林整備工事に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積りに参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....（森林整備課）..... 6

告 示

○愛媛県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
武田脳神経外科	今治市南高下町三丁目2番10号	医療法人武田脳神経外科	精神通院医療	平成28年 12月1日
もり薬局	今治市常盤町五丁目3番9号	有限会社もり薬局	精神通院医療（薬局）	平成28年 12月5日
まつだ薬局	今治市小泉4丁目11番11号	株式会社平野	精神通院医療（薬局）	平成28年 12月1日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1番13号	愛ファーマシー株式会社	精神通院医療（薬局）	平成28年 12月5日
レデイ薬局古川店	松山市古川北一丁目25番14号	株式会社レデイ薬局	精神通院医療（薬局）	平成28年 12月1日
あい薬局西店	松山市石風呂町2119番地67	有限会社あい薬局	精神通院医療（薬局）	平成28年 12月5日

○愛媛県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
まつだ薬局	今治市小泉4丁目11番11号	株式会社 平野	薬局(育成医療・更生医療)	平成28年12月1日
もり薬局	今治市常盤町五丁目3番9号	有限会社 もり薬局	薬局(育成医療・更生医療)	平成28年12月5日
みゆき薬局	宇和島市御幸町二丁目1番13号	愛ファーマシー株式会社	薬局(育成医療・更生医療)	平成28年12月5日

○愛媛県告示第3号

県営農地整備事業(経営体育成型)高田地区の換地計画を定めたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第4項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成29年1月11日から2月7日まで

3 縦覧場所

西条市役所東予総合支所

○愛媛県告示第4号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成32年1月14日	愛媛県第1273号	魚廃物加工肥料	魚廃物加工肥料1号	窒素全量5.0 りん酸全量5.0 加里全量1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第5号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第13条第1項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第1217号	株式会社研農 高知県高知市百石町二丁目25番20号	高知県高知市萩町一丁目9番48号	高知県高知市百石町二丁目25番20号	平成28年12月8日
愛媛県第1225号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1249号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1253号	同上	同上	同上	同上

愛媛県第1259号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1262号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1271号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1279号	同上	同上	同上	同上
愛媛県第1285号	同上	同上	同上	同上

○愛媛県告示第6号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、平成28年12月26日、南予地域森林計画を立てた。

南予地域森林計画に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第7号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、平成28年12月26日、東予地域森林計画を変更した。

東予地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第8号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、平成28年12月26日、今治松山地域森林計画を変更した。

今治松山地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第9号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、平成28年12月26日、中予山岳地域森林計画を変更した。

中予山岳地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成29年1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

肱川地域森林計画の変更に係る地域森林計画書及び森林計画図は、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において公衆の縦覧に供する。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第10号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、平成28年12月26日、肱川地域森林計画を変更した。

○愛媛県告示第11号

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、平成29年度以後の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、平成28年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																
<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書_____</p> <p>_____</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>前条第2項第3号</u>の要件を満たすことを証する書類</p> <p>様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%; text-align: right;">省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>なお、この申請書及び添付書類の<u>全て</u>の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>木柵</td> </tr> <tr> <td>(m)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		省略	省略	なお、この申請書及び添付書類の <u>全て</u> の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。	省略		省略		簡易	省略	施設	木柵	(m)	省略	省略		<p>(資格)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 前項の規定による審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>個人の県民税及び市町村民税（給与所得に係るものに限る。以下「個人住民税」という。）の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収を実施していること。</u></p> <p>(4) 省略</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書（<u>個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。</u>）</p> <p>(7) 省略</p> <p>(8) <u>前条第2項第4号</u>の要件を満たすことを証する書類</p> <p>様式第1号（第3条関係） 競争入札等参加資格審査申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 70%; text-align: right;">省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td>なお、この申請書及び添付書類の<u>すべての</u>記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>簡易</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>木さく</td> </tr> <tr> <td>(m)</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>		省略	省略	なお、この申請書及び添付書類の <u>すべての</u> 記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。	省略		省略		簡易	省略	施設	木さく	(m)	省略	省略	
	省略																																
省略	なお、この申請書及び添付書類の <u>全て</u> の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。																																
省略																																	
省略																																	
簡易	省略																																
施設	木柵																																
(m)	省略																																
省略																																	
	省略																																
省略	なお、この申請書及び添付書類の <u>すべての</u> 記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。																																
省略																																	
省略																																	
簡易	省略																																
施設	木さく																																
(m)	省略																																
省略																																	

省略		
省略		
簡易	省略	
施設	木柵	
(m)	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (5) 省略

(6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書

(7) 省略

(8) 要綱第2条第2項第3号の要件を満たすことを証する書類

省略		
省略		
簡易	省略	
施設	木さく	
(m)	省略	
省略		
省略		

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) ~ (5) 省略

(6) 県税（地方消費税を除く。）及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書（個人住民税の特別徴収の対象となる者に給与の支払を行っている場合にあっては、当該特別徴収の実施を証するスタンプの押されたものに限る。）

(7) 省略

(8) 要綱第2条第2項第4号の要件を満たすことを証する書類

○愛媛県告示第12号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成29年 1月10日から 1月23日まで

○愛媛県告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、四国中央都市計画道路事業3・5・8号塩屋小山線及び3・6・

10号川之江山田井線（四国中央市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 事業施行期間

平成22年10月29日から

平成31年 3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

平成29年 1月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 者			指定障害児通所支援の種類	指 定 障 害 児 通 所 支 援 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3850500236	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	児童発達支援	ハビリテーリングセンターvivre	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
3850500236	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	放課後等デイサービス	ハビリテーリングセンターvivre	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
3850500228	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	児童発達支援	療養通所介護事業所はびねす	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
3850500228	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	放課後等デイサービス	療養通所介護事業所はびねす	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
3851300131	有限会社エム・ジェイ・エム	愛媛県四国中央市土居町津根1696番地1	石 川 淳 子	放課後等デイサービス	ひらり土居ルーム	愛媛県四国中央市土居町津根1654番地1	平成28年10月21日
3850500210	一般社団法人愛媛障がい児支援組合	愛媛県四国中央市土居町北野1822番地	鈴 木 喜代香	放課後等デイサービス	High Touch	愛媛県新居浜市中村1丁目1番44号	平成28年10月21日

3850500244	合同会社光	愛媛県新居浜市久保田町三丁目8番15号	八 田 祐樹郎	児童発達支援	キッズなないろ	愛媛県新居浜市繁本町7番30号	平成28年10月21日
------------	-------	---------------------	---------	--------	---------	-----------------	-------------

○愛媛県告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成29年 1月10日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指定障害福祉サービスの種類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810200562	特定非営利活動法人続ける力	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	山 崎 昭 人	就労継続支援B型	エコステーション未来	愛媛県今治市桜井三丁目9番5号	平成28年10月1日
3810500706	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	生活介護事業	ハビリテーリングセンターvivre	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日
3810500698	社会福祉法人はびねす福祉会	愛媛県新居浜市若水町一丁目9番13号	長 野 文 彦	生活介護事業	療養通所介護事業所はびねす	愛媛県新居浜市若水町二丁目4番38号	平成28年10月12日

○愛媛県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大三島環状線	今治市大三島町宗方7075番3から 同町宗方7079番3まで	平成29年 1月10日

○愛媛県告示第17号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、道前後土地改良区連合から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 1月10日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	青 野 勝	西条市楠甲453番地 9
"	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	近 藤 信 利	西条市丹原町高知455番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	梅 岡 伸一郎	松山市上市二丁目 4 番27号
"	大 北 吉 直	東温市牛淵574番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地

"	木 村 博	伊予郡松前町大字北川原890番地 2
監 事	渡 部 金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	和 田 治 樹	東温市樋口547番地
"	青 野 勝	西条市楠甲453番地 9
"	越 智 喜代晴	西条市広岡410番地
"	佐 伯 正 昭	西条市丹原町高松甲531番地 2
"	横 江 政 雄	西条市周布1553番地
"	松 岡 武 司	松山市余戸南六丁目 4 番21号
"	三 好 通 昭	松山市来住町228番地
"	高須賀 功	東温市志津川630番地
"	小笠原 通 夫	伊予市上三谷2235番地
監 事	池 田 清 美	松山市東方町甲1713番地
"	渡 部 金一郎	西条市丹原町志川甲1027番地

○愛媛県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	大洲市田処乙1620番3地先から 同市田処乙1621番3地先まで	平成29年 1月10日

公 告

○公 告

平成29年度及び平成30年度において県が発注する森林整備工事（造林及び保育並びにこれらに附帯する工事をいう。以下同じ。）に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成29年 1月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 森林整備工事に係る競争入札等に参加することができない者
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者
- 2 資格
 - (1) 競争入札等に参加することができる者は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成15年5月愛媛県告示第1250号）第4条第2項の規定により森林整備工事競争入札等参加者名簿に登録された者とする。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者は、資格を有しないものとする。
- 3 申請の時期

平成29年 1月16日（月）から 2月16日（木）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。
- 4 申請書類の請求先、提出先及び提出方法並びに資格の審査結果の通知
 - (1) 請求先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話（089）912 2600
 - (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。
 - (3) 申請をした者には、資格の審査結果を競争入札等参加資格審査結果通知書（別記様式）により通知する。
- 5 資格の効力

資格は、平成29年度及び平成30年度の森林整備工事に係る競争入札等について効力を有する。
- 6 平成31年度及び平成32年度の資格審査

平成31年度及び平成32年度の森林整備工事に係る競争入札等に参加する者の資格については、平成30年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

7 問合せ先

愛媛県農林水産部森林局森林整備課治山係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2600

別表（4関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県東予地方局産業経済部森林林業課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7438	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県東予地方局産業経済部今治支局森林林業課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 25 - 9319	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局産業経済部森林林業課 〒790 - 8502 松山市北持田132番地 電話番号 089 - 909 - 8767	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局産業経済部久万高原森林林業課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地の1 電話番号 0892 - 21 - 1265	上浮穴郡
愛媛県南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 2031	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県南予地方局産業経済部森林林業課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 3163	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式(4関係) 競争入札等参加資格審査結果通知書

競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
で